

福知山市入札監視委員会（平成22年度第2回）議事概要

開催日時及び場所	平成22年11月26日（金） 午後2時10分～4時45分 中央公民館22号室	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋 行雄（弁護士） 委員 伊多波 良雄（大学教員） 委員 春木 和仁（大学教員）	
議 事 概 要	<p>1 開会</p> <p>2 報告 ・前回の課題について</p> <p>3 議事 （1）平成21年度の入札及び契約手続の運用並びに実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員の選出 ・春木委員を選出（五十音順で2名の持ち回り） （4）次回開催日程の調整 平成23年7月6日（水）</p>	
審 議 対 象 期 間	平成22年4月1日 ～ 平成22年9月30日	
条件付一般競争入札	2件	対象件数 6件
公募型指名競争入札	1件	
指名競争入札	2件	
随 意 契 約	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>委員会として、特に具申すべき意見等はありませんが、随意契約をするということについてはもう少し、本当に根拠があるのか、入札に付したした方がいいのではないかということも含め、議論を進めたほうがよいと思います。</p> <p>委員から出された意見・質問を十分に受け止めていただき、今後のより一層の入札制度の改革、透明性の高い、公正な競争に基づく入札制度の運用に努力いただきますようお願いいたします。</p>	

別 紙

「2 報告 前回の課題について」

意見・質問	回 答 等
<p>○ 落札率 100%について</p> <p>前回の発注工事一覧表の中に落札率 100%の工事があります。どの様な理由によるものですか。</p> <p>○ 工期変更の理由について</p> <p>閲覧簿の第 1 回変更理由に工期の延長と書いてあります。発注時期からもともと無理な工期ではなかったのでしょうか。</p> <p>○ 指名業者数について</p> <p>辞退者の結果、2 者になったということは、最初から 7 者を選定したということが少なかつたように思います。多少辞退者が出て、競争できる状態にしておくことを考えていくべきだと思います。時期が切羽詰まって来れば来るほど、辞退者も出てくることは当然予想されるべきで、もう少し数を増やしては</p>	<p>工事の内容は農林災害の復旧工事です。</p> <p>昨年度の災害復旧工事の契約案件は 119 件ありました。国の査定期間との関係で発注がほぼ同時期になったことから、各業者にも手持ち工事が多くなり、技術者不足などの理由で辞退も多く出る案件がありました。</p> <p>このような状況で本工事は 7 者を指名しましたが、そのうち 5 者が辞退届けを提出され、入札は残り 2 者の参加となりました。しかし、2 者とも事前公表している予定価格と同額で入札されたため、くじにより落札者を決定し、100%になったものです。原因としては災害という特殊性もあり入札に参加された業者の受注意欲が低かったものと考えています。</p> <p>工期は、工種、工事費から標準的な期間を設定しています。災害という特殊性、不測の原因、例えば工事場所や他事業との工程調整などの影響などにより工期延長となったと考えています。</p>

どうかという点を今後に提案させていただきます。	
-------------------------	--

「3 議事（1）平成 21 年度の入札及び契約手続の運用並びに実施状況について」

意見・質問	回答等
○ 最低制限価格について 資料 2-2 の 4 月に最低制限価格の改正により、落札率が以前より高くなっているのですか。	国交省の通知では、約 3%高くなると予測されています。今回、本市は旧基準による落札率と比較すると、結果、約 4%高くなっています。
○ 随意契約の理由について 資料 2-3 の（市長部局等の工事）整理番号 48 は 3,000 万円を超えています。火葬場の工事という特殊なもののようなのですが、こういう高額のものがあるという経過で随意契約になったのですか。	契約金額 3,150 万円は、繰越分と現年分の合算した発注額です。現在、斎場には火葬炉は 5 炉あります。1 炉ずつ修繕するため毎年予算計上されますが、経済対策の予算もあり繰越分と現年分と合わせて発注しましたので 3,150 万円という高額なものになりました。又、高額であるが随意契約となる理由は、斎場の火葬炉の特許を持っている業者しか取扱いができないため、随意契約になった案件です。

「3 議事（2）抽出工事に関する審議について」関係

1 下管第 8 号 福知山終末処理場汚泥処理施設汚泥焼却設備改修工事・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
○ 入札参加資格の理由について(1) 入札参加資格の理由に 1,000 点以上とありますが、根拠はなんですか。	指名競争入札参加者資格審査会において決定されたものです。1,000 点以上で市の登録あるものは 30 者あり、競争性は十分確保されていると判断しています。
○ 入札参加資格の理由について(2) 点数で競争性を判断するわけですか？やはり競争性の確	30 者の参加見込で公募します。入札に参加可能な登録業者が 30 者あれば競争性があると判断しております。

<p>保には参加者の数が必要で す。例えば 900 点にすれば何 者増えるのですか？1,000 点 だと競争性が確保される根拠 を説明ください。</p>	<p>しかし、今回は 3 者しかなかったということです。900 点にしたからどういう結果であったかというのは想像の 世界になります。</p>
<p>○ 入札参加資格の条件につい て(1)</p> <p>予想 30 者に対して 3 者で した。大幅な見込み違いであ ったわけですね。その背景は 何だったのですか？これだと あまりにも 1,000 点という設 定がずさんだと言われても仕 方がありません。そこがはっ きりしないと、同じような形 で公募する場合、又同じよう な見込み違いをする可能性が あり、その原因を究明する必 要があります。</p>	<p>それぞれの会社で設備の形状やサイズが違い、業界で 統一基準がないことがまず入札参加者が少なかった一つ の要因としてあると思います。製作メーカーは焼却炉設 備の部品の交換という感覚で考えていることもあり、他 者の製作した設備の改修には参加しにくい内容の仕事で はあると考えています。</p> <p>本件は本体の製作メーカーでなくても施工は可能とい うことで、一般競争に付しましたが、本体工事を行った メーカー以外の者が、入札に参加しにくい環境が企業間 に存在していることも、もう一つの原因と考えます。</p>
<p>○ 入札参加資格の条件につい て(2)</p> <p>他者が参加しにくい状況な ど事前にわかっているようで あれば、もっと増やすような 手立てを考えるべきだと思 います。</p>	<p>一般競争入札参加条件を緩和するなどして、多く の業者が参加して競争性を高めることは必要ではあ りますが、特殊性のある工事に対しても参加しやす い状況をどのように作ることができるか検討したい と思います。</p>
<p>○ 当初の施工業者について</p> <p>そもそも元の装置を作った 会社というのはどこですか。</p>	<p>今回落札された業者です。</p>
<p>○ 競争性の確保について</p> <p>実際には 30 者あると言 いながら、実質的には 2 者しか</p>	

<p>対象にならなかったということとは競争が大幅に制限されたこととなります。その結果、落札率が 94.71%と非常に高い数値になったのではないかと考えます。全体的な金額としても相当高いものなので、これについては特殊な機械なり条件があったにせよ、もっと競争性を高めて落札率も低下させるといふ努力がいのではないかというのが印象です。今後、この種の工事は対策を講じていただきたいと思ひます。</p>	
--	--

2 建築第 42 号 市営住宅日吉ヶ丘団地外部手摺塗装工事（その 1）・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○ 指名業者数について(1) これも 8 者ですごく少ない気がするのですがなぜですか。</p>	<p>福知山市の指名参加者の数の規定があり、設計価格 250 万から 500 万まではなるべく 7 者以上ですのでこれを基準にしています。 又、設計価格が 500 万以上になるとなるべく 10 者以上になり、これは例規通達で決められています。</p>
<p>○ 指名業者数について(2) 財務規則がいつ決まったかわかりませんが、選定者の数が少なすぎるのではないですか？やはり数が競争性と密接な関係があるというのがわかっていますので、増やすような形で決める必要があるかと思ひます。せめて 30 者くらいは必要だと思ひますが。</p>	<p>通常、財務規則では 5 者以上ということを決まっています。例規通達というのがありその中で金額によって指名参加業者の数を決めておひます。これらは平成 10 年 9 月 27 日に制定しているものです。</p>

<p>○ 財務規則について</p> <p>平成10年9月27日に制定というのは、やはりちょっと古いですね。今は入札の競争性に関しては、当時に比べるとはるかに強い外的な要請もあると思います。やはり検討すべきではないでしょうか。</p>	<p style="text-align: center;">〔 災害発生時における緊急対応等に重要な役割を担う市内業者の育成を考慮しながら、さらに競争性の確保が図れる方法を検討したいと思います。 〕</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について(1)</p> <p>全体を見ると最低制限価格は予定価格のだいたい83%くらいになっているようですが、これに関しては85%になっています。塗装という工事内容なので85%になるのか、そのあたりが変わるのか教えてください。</p>	<p>福知山市は低入札価格調査基準という国の基準を使っています。その基準は公表されており直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の何%と決まっています。工事の内容により諸経費なども変わりますので、同じ塗装工事でも%は若干変わってくるようになります。</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について(2)</p> <p>最低制限価格が85%あたりとわかっていれば、これだけ低い価格(83%程度)をつけないと思います。なぜだと考えますか？結果としてかなり低い価格で出されています。落札されたところと失格されたところの開きがかなりありますが、これは業者側の問題ですか。</p>	<p>ここだけでなく、相対的に見ていますと業者によって工事を取りたいという意欲が高いと最低制限価格の厳しいところを狙ってきます。できるだけそれに近づけようとするので、このように失格者が多くなるという現象はあります。失格者は受注意欲が高かったのではないかと考えています。</p>
<p>○ 同種工事の入札方法について(1)</p> <p>市長部局の工事一覧の中の</p>	<p>これにつきましては、塗装工事というのは年間を通し</p>

<p>28番と、今回の対象工事の案件となっている29番では、同じ塗装工事なのに落札率は違っています。そもそも28番と29番はなぜ分ける必要があったのですか？同じ場所で同じ工事を行うのにその辺の合理性はどこに根拠があったのですか。</p>	<p>てそう多くはないという中で、業者にできるだけ受注機会を与えるためにこのように二つに分けたということです。</p>
<p>○ 同種工事の入札方法について(2)</p> <p>一回でやればコストも安いかもしれないし入札する手間も省けます。いろんな方に工事が回るということも大事かもしれないが、税金の有効な使い方という見地からすれば疑問です。そのへんの基準を作っておかないといけないと思いますが、そのあたりはどうですか。</p>	<p>現在は特に取り決めはありません。担当部局と契約担当課の判断で行っています。</p>
<p>○ 同種工事の入札方法について(3)</p> <p>この案件は8者を選定したとありますが、例えば抽出番号5番だと地域性、社会貢献性、工事規模の観点から選定したとなっていますが、この塗装工事については何の観点からピックアップされたのですか。</p>	<p>塗装については業者が非常に少ない状況です。今回金額からいうとBC等級ということで市内業者は全て入れています。</p>

<p>○ 同種工事の入札方法について(4)</p> <p>8 者しかないという中で、28 番の「その 2」と 29 番の「その 1」は全く同じ（メンバー）で失格の業者も同じですよね。辞退も同じになっています。結局最初に入札した 1 番の業者と後で入札した 4 番の業者とで分けあったような感じがします。時期的には「その 1」が先で「その 2」が後になるわけですか。</p>	<p>同じ日に入札は執行しています。時系列的には 29 番の「その 1」を午前 10 時に開札し、29 番の「その 2」を午後 2 時に開札しています。</p>
<p>○ 同種工事の入札方法について(5)</p> <p>順番としては最初にくじで決めて、負けた方が次ということか？</p>	<p>参考までですが電子入札については開札日の前日、前々日に応札いただいています。くじにつきましても電子くじによって行われていますので、予定は立たないと思います。つまり 29 番の「その 1」も 28 番の「その 2」も前日には入札は終わっていますので「その 1」を見て入札金額を変えるというのはいり得ないです。</p>
<p>○ 同種工事の入札方法について(6)</p> <p>いろいろ疑問が発生してくるということは、入札者が特定化されているということが原因だと思います。全く同じ参加業者というのでは、おかしい気がするので何らかの形で参加業者を増やすなど考えるべきです。又、仕事の分け方としてもこれでいいのか疑問があるケースなので、今後はよくそのへんの透明性、合</p>	

<p>理性についてもきちんと説明の できる対応をされるべきだ と思います。</p>	
---	--

3 情報第 10 号 川口地域他 F T T H 網整備工事・・・公募型指名競争入札（J V 方式）

意見・質問	回答等
<p>○ 資料の訂正について 抽出事案説明書の落札率の 資料が 91.19%となっている のに工事一覧表では 86.8%と なっていますが。</p>	<p>抽出事案説明書の資料の予定価格は税抜きとなっており計算間違いです。86.8%が正しいので訂正願います。</p>
<p>○ J V 方式について J V 方式を採用する方針は 为什么呢？</p>	<p>今年の 4 月から規程が変わり、概ね 2 億以上の場合は J V 方式、公募型方式となりました。それまでは 1 億以上でした。</p>
<p>○ 最低制限価格による失格者 が多いことについて(1) 失格者が非常に多くなって います。最低制限価格が 86% なっていて 85%だと失格に なります。他の場合だと 80% 台で落札している場合も多い ですが、この場合だけなぜ 86%で最低制限価格が決め られているのですか。</p>	<p>先ほどと同じ答えになるのですが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に掛け率が決まっています、その掛けた率で最低制限価格を出しています。 設計図書に基づいて出しているということです。</p>
<p>○ 最低制限価格による失格者 が多いことについて(2) 入札の結果を見ると、落札 した業者以外の 5 者が市にと って有利な値段を出している のに失格になっています。と なるともそもそ最低制限価格</p>	<p>低い入札価格を採用する制度に低入札価格調査制度と いうのがあります。これにも最低ラインの基準があり、 ここで言うところの失格の者を調査して、履行能力があ るかどうか確認し履行能力があれば、その者を落札者に できる制度です。本市は採用していません。</p>

<p>というのは何だったのか、逆に競争を制限し、高い買い物をさせているためにしか働いていないのではないかという印象を受けるが、そのあたりの問題点は意識されているのですか？</p> <p>○ 最低制限価格による失格者が多いことについて(3)</p> <p>参加業者の1番から7番まで見れば、技術的に見ても仕事の質が悪いとかは想像できないような会社ばかりだと思いますが。</p> <p>○ 最低制限価格による失格者が多いことについて(3)</p> <p>最低制限価格も当然あってもよいと思うが、ただ金額の具体的な設定、水準が果たして妥当なのかというところだと思います。もう少し基準が下がれば本当の競争性も生まれて、福知山市にとってもいい買い物ができるという考え方もあります。制度化するばかりでなく、こういった金額の大きい工事は、もっといい方法もないかという観点から見えていく必要もあるのではないのでしょうか。仮にこの中で一番安いところを選らんでも品質に差がでるとも思えませんが。</p>	<p>最低制限価格が設けられているということは、品確法に基づく確実な製品が納入できるという意味もあります。又、最低制限価格には一定の基準がありますので、逆に言えば受注意欲の強い結果という見方もできるのではないかと思います。</p> <p>競争によって最低制限価格付近になっているという結果なので、それ以下になるとやはりそこで働く労働者、下請け等そういったところへのしわ寄せも懸念されるため最低制限価格を設けているのが現状です。当然安ければ安い方がいいというのも税金の使い方だと思いますが、そこで働く方の賃金とかも守っていかないといいということもあります。</p>
---	---

<p>○ J Vについて(1)</p> <p>2 億円以上の場合は J Vにするというのは国交省からの通達とかあるのですか。J Vは企業間の連絡を促進するような作用を持つもので競争性を排除するようなものとして位置づけられる場合もあります。工事が複雑な場合、工事の形態で J V方式を決めるといのであれば一定の統一性があると思いますが金額で J Vというのは少し腑に落ちない気がします。</p>	<p>J Vの組み合わせですが、一方は市内業者と組んでいただくようお願いしています。市内業者はこれだけ金額が大きいと資本金の関係で難しい部分があります。資本金の増強と市内業者の育成という部分で J Vを設定して組んでいただいているということです。</p>
<p>○ J Vについて(2)</p> <p>技術指導については別の方法もあると思います。そういう配慮によって、かえって競争性を失い落札率が高くなるという形でのデメリットもあるわけです。その辺のバランスをもう少しきっちり考えていく必要があります。</p>	<p>他の方法による市内業者の育成も検討したいと考えます。</p>
<p>○ 光ファイバーの加入について(1)</p> <p>光ファイバーの設置により予定されている世帯の方々は、今はもう加入されているのですか？</p>	<p>地元説明会と合わせて「e-ふくちやま」の光ファイバーに加入される方については、一定皆さんから申込みをいただいています。幹線工事に合わせ、承諾をいただいている申込者宅へ電柱から分岐して引き込み工事を行います。各家の軒下には、こういったもの（資料により説明）を取り付けて幹線側の光ファイバーと家の中へ移る電気通信のファイバーを接続するという工事となっております。世帯数については、ブロードバンドが約 2,000 世帯、テレビについては約 830 世帯</p>

<p>○ 光ファイバーの加入について(2)</p> <p>現時点で発注されているということは、2800世帯に引き込むということで施工されているが加入申込みが無かった場合、金額は変わるのですか？</p> <p>○ 工事の施工について</p> <p>この事業は民間でもできるような気がしますが。</p>	<p>になります。</p> <p>当然変わってきます。</p> <p>本来は民間企業でお願いしたいところですが、民間企業ができないから福知山市が直営で行う事業となっています。あくまで民間が出来ないと言われた非ブロードバンドの地域ということで情報格差を無くす為ということで取り組んでいます。</p>
---	--

4 水道工事第16号 老朽管更新事業市道新庄荒河線他上水道配水管布設替工事…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○ 送水管と配水管の違いについて</p> <p>送水管と配水管の違いは何ですか。</p>	<p>まず、導水管と送水管と配水管というものがあります。導水管は取水（水源の所）から拠点となる浄水場（ろ過する所）までの管のことを言います。水道は配水池と言って高い所の圧力から各家に配水するというようになりますので、配水池までの管を送水管と言います。配水池から各家に配る管を配水管と言います。</p>

<p>○ 入札参加資格のA等級の理由について(1)</p> <p>この工事はそんなに難しい工事ではないですね。A等級ではなくB等級ではダメだったのですか？</p>	<p>規定によりまして 3,000 万を超えるものについてはA等級で行うこととなっています。管の布設と言いましても口径が太い管なので高度な技術が必要です。普通の細い管だと人力で運んだりつないだりできますが、管が太いと吊り具を使いながらの配管となります。又、現在の老朽管更新事業は全て耐震管となっていて、耐震性の接続部の施工については技術があるのでA等級が妥当であると考えています。</p>
<p>○ 入札参加資格のA等級の理由について(2)</p> <p>そうすると工事内容でA等級を決めるべきだと思う。金額で決めるのはおかしいのではないですか？いろいろと縛りをつけることによって業者数をかなり限定しているということがあるように思います。</p> <p>現在は競争性に対する欲求が強くなってきているので、今まで決めている縛りのようなものはもう一度検討すべきでないかなと思います。</p>	<p>工事金額が大きくなるに従い、総体的に業者の技術力や資本力がより必要となるため、経審点数に基づく各付け（ABCの3等級）により、工事金額で入札参加業者を決定しています。今後、さらに競争性の確保が図れる方法を検討したいと考えます。</p>
<p>○ 失格が多い点について</p> <p>最低制限価格があるのに資格者がこんなに多いと何か変な感じがします。他の工事ではもう少し競争性がはたらいで一番下(最低制限価格まで)のところまで止まっているというのであればいいですが、今回は83.9%の落札率ということで、全てがこんな感じで失</p>	<p>ガス水道部の資料から見ていただいたらわかりますが、1番から27番まで、やはり83%前後の落札率で均衡しているというのが現実のところでは。</p> <p>先ほども管財契約課から説明がありましたように最低制限価格を決める基準が、公表されています。工事によって83%になったり84%になったりしていますが水道施設工事はほとんど同じということになります。公表されている基準で出すと83%前後になり、多少は資材の多い少ないで差がありますがほとんどが同じような値が出</p>

<p>格なのですか。例えば最低制限価格が 83%であればだいぶ救われる業者があると思います。業者がちゃんと積み上げができていないのか、最低制限価格にも幅があるのですか。</p>	<p>るということになるので、最低制限価格はぴったりでなくても容易に読めるということになります。今回の結果として確かに失格者は多いですが、失格者の金額と最低制限価格はほとんど変わりません。公表されている式にあてはめた最低制限価格を讀んできて 1 万円低かったり何千円低かったりで失格になったりしています。最低制限価格を操作することは算定式が公表されているのでむずかしいです。</p>
--	---

5 水道工第 22 号 堀山配水池第 2 配水流量計更新工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○ 指名選定理由について 選定理由に地域性、社会貢献性、工事規模とありますが、担当部課によって書いたり書かなかったりしています。福知山市としては統一した形で裁量性が入らない理由にするべきではないかと思います。地域性や社会貢献性というのは地域で必要なので設けていると思うので、そうであれば全て担当部課が共通に適用できるような形にさせていただきたいと思います。</p> <p>水道課は一部適用ですか全適用ですか？</p> <p>○ P F I の導入について こういう設備は P F I とか民間の資金を入れるとか、管理は民間を入れることも可能になりましたよね。そういった経費節減についても考えておられるのですか。</p>	<p>全適用でやっています。</p> <p>全庁的な問題だと思います。P F I について研究する時期もありましたが、全国的に成功している事例もあれば、そうでない事例もあります。資金繰りやら社会情勢等いろいろ影響しているので本市としても他地域の状況見ながら、そういった手法が可能であれば検討していくという段階です。</p>

<p>○ 工事内容について</p> <p>土木工事も一緒に行われていますが、これは流量計そのものが非常に高いのですか？</p> <p>リースとかにはならないのですか。</p>	<p>流量計そのものが全体の 7 割を占める高価なものになっています。そのこともあって落札率も少し高くなっていると思います。リースということにはならないです。</p>
<p>○ 指名選定理由について</p> <p>28 者中 7 者に絞る中で地域性や社会貢献性、工事規模がありますが、地域性や社会貢献性、工事規模はどういった方法で選んでいくのですか。</p>	<p>地域性というのは基本的には福知山市に本社本店があるということです。電気業者は営業所とか支店が多いので、まず本社本店というのを地域性としております。</p> <p>それと貢献性というよりも基本的には技術的などころを重要な点としています。A B 等級になっていますが A 級を中心に市内本店で選んでいます。</p>

6 事務部総務課第 301 号 透析室改修工事・・・随意契約

意見・質問	回答等
<p>○ メンテナンスの委託業者について</p> <p>メンテナンスは同じ会社に委託しているのですか。</p>	<p>透析装置のメンテナンスは違います。透析装置は別途入札して物品で購入しています。今回の件は工事のみになります。基本的に施設を作る毎にこういった工事は必要になります。</p>
<p>○ 随意契約について(1)</p> <p>随意契約の必然性について教えてください。オリックスファシリティーズは今年度から施設管理の契約をされているわけですね。その関係で随意契約をされたということですが、そうすると、例えばここは安くしておいて別の施設管理で高くするということが可能になってくるわけです。</p>	<p>ご存知のように透析室というのは非常に特殊な環境になっており、感染予防の観点から清掃の管理をしっかりとしなければいけないということもあります。月曜日の 8 時すぎから夜の 8 時頃まで透析業務を行う必要があります。以前に工事を行った結果、作業員の清掃や片付け程度では不足であるということもありました。又、もし作業の不具合があつて何かトラブルがあつたときに即座に対応していただく必要もあり、そういう対応に不安があつたという部分もありましたので 24 時間常駐しているオリックスファシリティーズに発注をしたということ</p>

<p>実際はもっと欲しいがここでは83%にしておいて、他の施設管理で金額を調整することも可能になってきます。つまり、そういうことが懸念される随意契約はやるべきではないと思います。</p> <p>施設管理をお願いしたところに随意契約するというのは少しおかしいような気がします。</p> <p>○ 随意契約について(2)</p> <p>別の業者が入ってきたときにそういう問題が起こらないようにするのが施設管理としての本来の仕事であるわけです。だからそれは理由にはなりません。仮に理由の一部を形成するとしても、今回の随意契約というものはそれ以上にいろんな問題、懸念を発生させるような状況をつくっているのではないかという印象を私自身は持ちます。例えば施設管理も含めた工事発注をしたら、随意契約でなくてもよいということも考えられます。</p> <p>○ 随意契約について(3)</p> <p>随意契約にする根拠がちょっと弱いのではないですか。施設管理も含めて入札にした場合に、やはり他者では高くなりコスト面を含めるとオリ</p>	<p>す。</p> <p>国土交通省から出ている歩掛り、設計資料に基づき市の担当課において積算しています。材料等もカタログ等の金額を参考にしています。部分的に他の業者から見積りをとったということは特にございません。</p>
---	---

ックスは安いという客観的な数字も出てくるかもしれません。

最初から随意契約と決めているのだとすると、はたしてどれだけ決め方に論理があったのか非常に興味を引くことになります。そもそも予定価格はどうやって算出されているのですか。他の業者さんに見積りを取っておられるのですか。

※ [] 書については、後日回答したものです。